

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県病院局
福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 一
- 福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護等に関する規程 二
- 福島県議会
福島県議会の保有する個人情報保護に関する規程 三
- 福島県議会の保有する個人情報保護に関する規程 四
- 福島県議会が取り扱う個人情報保護等に関する規程を廃止する規程 四
- 福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 四
- 福島県教育委員会
福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 四
- 福島県教育委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規程 五
- 福島県選挙管理委員会
福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 五
- 福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規程 五
- 福島県選挙管理委員会
福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 五
- 福島県人事委員会
福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 五
- 福島県人事委員会
福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程 五

福島県病院局

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（2に該当するものを除く。）	1枚につき10円
-----------------------------------------------------------	----------

別表第1の3の項を同表4の項とし、同表2の項中「1」の下に「又は2」を加え、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 カラー複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	1枚につき30円
------------------------------------------------	----------

別表第1備考中「ア又はイ」を「又は2の項」に改める。

別表第2の1の項及び2の項を次のように改める。

1 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（2に該当するものを除く。）	1枚につき10円
2 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラー	1枚につき30円

で出力したものの交付

別表第2中3の項から5の項までを削り、同表6の項中「光ディスク（日本工業規格）」を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る」を「光ディスクをいう」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 DVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複製したものの交付	1枚につき100円
-------------------------------------------------------------------------------	-----------

別表第2の7の項中「1から6まで」を「1から4まで」に、「よる写しの交付又は複製した物」を「より出力又は複製したもの」に、「写し又は複製した物」を「出力又は複製したもの」に改め、同項を同表5の項とし、同表8の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書を出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複製したもの」に改め、同項を同表6の項とし、同表に備考として次のように加える。

備考 1の項又は2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

様式第1号備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程をここに公布する。
令和5年3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第6号

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、福島県病院事業管理者（以下「管理者」という。）が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示の実施）

第2条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 管理者は、法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第3条 法第87条第1項の管理者が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複製した物の交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複製した物の交付

（費用負担）

第4条 条例第5条第2項の管理者が定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第5条第3項の管理者が定める額は、別表第2のとおりとする。

3 条例第5条第2項及び第3項に規定する費用は、前納とする。

4 施行令第28条第4項の規程で定める方法は、現金で納付する方法その他管理者が定める方法とする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第12号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第2号による自己情報開示請求書、旧規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。
- 4 第2項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第4条関係）

区分	金額
1 複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（2に該当するものを除く。）	1枚につき10円
2 カラー複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	1枚につき30円
3 1又は2以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
4 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 1の項又は2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第2（第4条関係）

区分	金額
1 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（2に該当するものを除く。）	1枚につき10円
2 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	1枚につき30円
3 CD-R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	1枚につき70円
4 DVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	1枚につき100円
5 1から4まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用
6 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 1の項又は2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

（病院経営課）

福島県議会

福島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福島県議会議長 渡 辺 義 信

福島県議会規則第一号

福島県議会会議規則の一部を改正する規則

福島県議会会議規則（昭和三十四年福島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

福島県議会 個人情報保護 護審査会	福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年福島県条例第八十四号）第四十五条第一項又は第三項の規定による諮問に応じ調査を行う。	委員八人以内	会長
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------	--------	----

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（議 事 課）

福島県議会告示第一号

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。
令和五年三月三十一日

福島県議会議長 渡 辺 義 信

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

（趣旨）

第一条 この規程は、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年福島県条例第八十四号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。（個人識別符号）

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換

した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百一十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

十 道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第四百四十四条の二

十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

十三 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被

保険者証の被保険者番号

十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条

の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する

特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号

及び保険者番号

十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第五条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、

又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもつて行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 原因

四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

五 その他参考となる事項

（電磁的方法）

第六条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第七条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第八条 議長は、個人情報ファイル（条例第十七条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十七条第二項第一号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて

置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第十七条第二項第一号カの議長が定める数は、千人とする。

8 条例第十七条第二項第一号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者

イ 条例第十七条第二項第一号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第十七条第二項第一号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第十七条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二項第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第九條 条例第十九条第一項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第一号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第十條 条例第十九条第二項、第三十二條第二項又は第三十九條第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの

3 条例第十八条第二項、第三十一條第二項又は第三十八條第二項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとなす。

（開示決定等の通知）

第十一條 条例第二十四條第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求めるときは、条例第二十八條第三項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（開示決定通知書）

第十二條 条例第二十四條第一項の書面は、開示決定通知書（様式第二号）とする。

2 条例第二十四條第二項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第三号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第十三條 条例第二十五條第二項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第四号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第十四條 条例第二十六條第一項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第五号）とする。

(第三者意見照会書等)

第十五条 条例第二十七条第一項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第六号)により行うものとする。

2 条例第二十七条第二項の書面は、第三者意見照会書(様式第七号)とする。

3 条例第二十七条第一項又は第二項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第八号)とする。

4 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第二十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第二十七条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

7 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

二 条例第二十七条第三項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第九号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第十六条 条例第二十八条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

一 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前二項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものを又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第十七条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第二十四条第一項の規定による通知があつた場合において、開示請求に記載された事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(費用負担)

第十八条 条例第三十条の議長が定める額は、別表のとおりとする。

(訂正請求書)

第十九条 条例第三十二条第一項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第十号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第二十条 条例第三十四条第一項の書面は、訂正決定通知書(様式第十一号)とする。

2 条例第三十四条第二項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第十二号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第二十一条 条例第三十五条第二項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第十三号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第二十二条 条例第三十六条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第十四号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第二十三条 条例第三十七条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第十五号)とする。

(利用停止請求書)

第二十四条 条例第三十九条第一項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第十六号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第二十五条 条例第四十一条第一項の書面は、利用停止決定通知書(様式第十七号)とする。

- 2 条例第四十一条第二項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第十八号）とする。
- 第二十六条** 条例第四十二条第二項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第十九号）とする。
- 第二十七条** 条例第四十三条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第二十号）とする。
- （諮問をした旨の通知書）
- 第二十八条** 条例第四十五条第二項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第二十一号）により行うものとする。
- （施行の状況の公表）
- 第二十九条** 条例第五十九条の規定による施行の状況の公表は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る件数及び決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項を福島県報に公告することにより行うものとする。

附 則

- （施行期日）**
- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- （経過措置）**
- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第八条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年福島県議会告示第一号）の施行後遅滞なく」とする。
- 別表（第十八条関係）**

区 分	金 額
一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円
三 C D R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき七十円

四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき百円
五 一から四まで以外の方法による写し又は複写したものの交付	当該写し又は複写したものの作成に要する費用
六 公文書の写し又は複写したものの送付に要する費用	当該写し又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

福島県議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____ (_____)

開示請求書

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 上記の保有個人情報が記録されている公文書の名称又は記録された公文書を特定するに足りる事項がわかるときは、記載してください。

--

3 求める開示の実施方法等

ア、イ又はウのいずれかを選択してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 (_____)

<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 郵便等による写しの送付を希望する。

ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

<input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。	
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____ (エ) 本人と連絡が取れる電話番号 _____	
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※ 事務局使用欄

本人等確認 特記事項	無 ・ 有 ()
個人情報が記録された公文書の件名	
担当課	

様式第2号（第12条第1項関係）

文書番号
年 月 日

様

福島県議会議長

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

5 担当課

電話番号（ ） -

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として、管轄する地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第12条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
担当課	電話番号（ ） -

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として、管轄する地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	電話番号（ ） ー

様式第5号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日
担当課	電話番号（ ） -

様式第6号（第15条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	福島県議会事務局 総務課
意見書の提出期限	年 月 日
担当課	電話番号 () -

様式第7号（第15条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	福島県議会事務局 総務課
意見書の提出期限	年 月 日
担当課	電話番号 () -

様式第8号（第15条第3項関係）

年 月 日

福島県議会議長

氏名 _____
住所又は居所
〒 _____
TEL _____ (_____)

第三者開示決定等意見書

年 月 日付で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
上記以外で希望する連絡先	

様式第9号（第15条第7項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課	電話番号（ ） -

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として、管轄する地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号（第19条関係）

年 月 日

福島県議会議長

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 TEL _____ (_____)

訂正請求書

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(ふりがな)	
(2) 本人の氏名_____	
(3) 本人の住所又は居所_____	
(4) 本人と連絡が取れる電話番号_____	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※ 事務局使用欄

本人等確認 特記事項	無 ・ 有 ()
担当課	

様式第11号（第20条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正年月日	年 月 日
担当課	電話番号 () -

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として、管轄する地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第12号（第20条第2項関係）

文書番号
年 月 日

様

福島県議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担当課	電話番号（ ） -

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として、管轄する地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第13号（第21条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	電話番号（ ） -

様式第14号（第22条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課	電話番号 () -

様式第15号（第23条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当課	電話番号 () -

様式第16号（第24条関係）

年 月 日

福島県議会議長

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 TEL _____ (_____)

利用停止請求書

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第38条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求の範囲	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 (停止する範囲： _____)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ (4) 本人と連絡が取れる電話番号 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ 事務局使用欄

本人等確認 特記事項	無 ・ 有 （ ）
担当課	

様式第17号（第25条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので、通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担当課	電話番号 () -

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として、管轄する地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第18号（第25条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担当課	電話番号（ ） -

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として、管轄する地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第19号（第26条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	電話番号（ ） -

様式第20号（第27条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課	電話番号（ ） -

様式第21号（第28条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

福島県議会議長

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり福島県議会個人情報保護審査会に諮問したので、福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日
担当課	電話番号 () -

福島県議会告示第二号

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福島県議会議長 渡 辺 義 信

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を廃止する規程

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成十八年福島県議会告示第一号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（総務課）

福島県議会告示第三号

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福島県議会議長 渡 辺 義 信

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十三年福島県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）

一枚につき十円

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「一」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付

一枚につき三十円

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。
別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）

一枚につき十円

（総務課）

二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

一枚につき三十円

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（日本工業規格を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る」を「光ディスクをいう）」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付

一枚につき百円

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写した物」に、「写し又は複写した物」を「出力又は複写した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（総務課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項を次のように改める。

一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付）

一枚につき十円

きさの用紙によるものに限る。)の交付(二に該当するものを除く。)

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「二」の下に「又は二を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 カラー複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付 一枚につき三十円

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に該当するものを除く。)	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク(日本工業規格を「CD-R(日本産業規格」に、「もの」に限る)」を「光ディスクをいう」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 DVD-R(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付	一枚につき百円
-------------------------------------------------------------------------------	---------

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写した物」に、「写し又は複写した物」を「出力又は複写した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第一号備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
附則 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(趣旨)

第一条 この規則は、福島県教育委員会(以下「委員会」という。)が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報保護の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。))及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。))の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。(電磁的記録の開示の方法)

第三条 法第八十七条第一項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付 (費用負担)

第四条 条例第五条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第五条第三項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。

4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会が定める方法とする。

附則 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
1 福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成七年福島県教育委員会規則第二号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

- 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規則様式第二号による自己情報開示請求書、旧規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。
- 4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- 別表第一（第四条関係）**

区分	金額
一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二（第四条関係）

区分	金額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円
三 C D R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき七十円

四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき百円
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用
六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

（教育総務課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十五号

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県選挙管理委員会告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
-----------------------------------------------------------	---------

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「二」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に限る。）の交付	一枚につき三十円
-------------------------------------------	----------

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。
別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（日本工業規格「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る」を「光ディスクをいう）」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき百円
-------------------------------------------------------------------------------	---------

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写した物」に、「写し又は複写した物」を「出力又は複写した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第一号中備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第十六号

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のとおり定める。
令和五年三月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、福島県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示の実施）

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

第三条 法第八十七条第一項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

（費用負担）

第四条 条例第五条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第五条第三項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。

4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会が定める方法とする。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成七年福島県選挙管理委員会告示第三十九号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第二号による自己情報開示請求書、旧規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。

4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所

要の調整をして使用することができる。
別表第一（第四条関係）

区分	金額
一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二（第四条関係）

区分	金額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円
三 C D R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき七十円
四 D V D R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき百円

五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付
当該出力又は複写したものの作成に要する費用

六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用
当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

福島県人事委員会

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第九号

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項を次のように改める。

一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
-----------------------------------------------------------	---------

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「二」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円
------------------------------------------------	----------

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。
別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（二）を「CD-R（二）に、「ものに限る」を「光ディスクをいう」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複製したものの交付	一枚につき百円
-------------------------------------------------------------------------------	---------

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複製した物」を「より出力又は複製した物」に、「写し又は複製した物」を「出力又は複製した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複製したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（総務審査課）

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十号

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が取り扱う個人情報保護の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定

めるものとする。

（開示の実施）

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、人事委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 人事委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をしておそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。
（電磁的記録の開示の方法）

第三条 法第八十七条第一項の人事委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複製した物の交付
- 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複製した物の交付
（費用負担）

第四条 条例第五条第二項の人事委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第五条第三項の人事委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。

4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他人事委員会が定める方法とする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第三号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規則様式第二号による自己情報開示請求書、旧規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。

4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表第一（第四条関係）

区分	金額
一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大一枚につき十円	

別表第二(第四条関係)

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

大きさの用紙によるものに限る。)の交付(二に該当するものを除く。)	
二 カラー複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に該当するものを除く。)	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円
三 C D R (日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付	一枚につき七十円
四 D V D R (日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付	一枚につき百円
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用
六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写した

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

ものの送付に要する費用に相当する額

(総務審査課)

